

国立天文台コミュニティ間意思疎通推進委員会の提言への対応について

2022年6月30日

国立天文台

国立天文台は研究者コミュニティとの意思疎通を改善し、大学共同利用機関として開かれた運用をめざすため、段階的に改革を進めている。以下、2021年5月14日、6月22日、8月3日、10月12日、12月20日及び2022年3月11日開催の運営会議で報告・提案し、承認いただいた事項について報告する。

《目次》

一 運営会議規程等の改正について	1
二 外部委員協議会の設置について	3
三 諸規則の公開について	4
四 議事要旨等の公開について	6
五 副台長の任務分担について	7
六 プロジェクト評価について	7
七 科学戦略委員会について	9
八 ハラスメント防止体制の改善について	10
九 インターナルコミュニケーションについて	12
十 プロジェクト等への予算配分について	12

一 運営会議規程等の改正について

国立天文台運営会議が、国立天文台の運営等に関する重要事項について自発的に審議できるよう、自然科学研究機構との調整、及び、運営会議での御意見を踏まえた「国立天文台運営会議における運営に関する重要事項の審議に関する申合せ」を定める案を運営会議に提案し、承認いただいた。(資料1)(P17)

同様の趣旨で、台内各委員会が自発的に(当該委員会に関連する事項について)審議できるように各規則の検討を行った。各委員会規則では、「台長の諮問について答申し、又は台長に意見を具申する。」ないし、「当該委員会に関連する事項について審議する」旨の条文が規定され(参考1)(P54)ており、改めて改正の必要はないと考えられる。

一方、運営会議に置かれる各専門委員会規則に関し、運営会議規程第9条「運営会議に、専門的事項等を調査させるため、専門委員会を置くことができる。」の規定(参考2)(P56)を受けて、「委員会は、運営会議から要請のあった専門的事項等の調査を行い、運営会議に報告する。」の条文を、各専門委員会規則(プロジェクト評価委員会規則、研究交流委員会

規則、科学戦略委員会規則) 第2条に新たな項として追加する改正を提案し、承認いただいた。(資料2) (P18)

(参考)

国立天文台コミュニティ間意思疎通推進委員会報告書「我が国の天文学の発展のために」4.1 国立天文台への提言¹

4.1.1 国立天文台の各種委員会の改革

「国立天文台と研究者コミュニティ間の意思疎通を改善するために、国立天文台の意思決定に関わる諸会議の運用を見直すことを提案する。必要なら規則の改定も行うべきである。国立天文台の判断で規則を変更できない会議は運営会議のみである。運営会議は最上位の審議を行う会議であり、国立天文台の運営に関する重要事項の審議、研究教育職員の人事を行う。この会議の設置と規程は自然科学研究機構によって定められており、「運営会議は台長が必要と認めるものについて台長の諮問に応じる」ものとされている。この規程に倣ったかのように、「台長の諮問に応じる」形は、国立天文台の多くの委員会規則に共通である。この形の規則で、共共研究者コミュニティとの対話に基づいて共同利用・共同研究の成果を最大化することができるかどうかは検討が必要だろう。」

「**運営会議**については、「台長が必要と認めるものについて台長の諮問に応じる」とする自然科学研究機構の規程の下で、以下の要件を満たす重要な会議と再確認することが必要である。

- (1) 国立天文台の重要運営方針を実質的に決めることができる委員会である。
- (2) 運営会議では外部委員を過半数とし、外部委員の選定は外部コミュニティ団体に推薦を求めることが必須である。
- (3) 研究教育職員の人事以外の国立天文台の運営に関わる事項も十分審議する。通常のカンファレンス日程(隔月)に加えて、オンラインを活用するなどして年に数回は人事以外の運営に関わる事項を審議する機会を設ける。国立天文台の現状報告に続いて、将来計画、大型プロジェクトの進捗、予算・人員の配分案、評価のあり方や評価結果、科学戦略委員会からの検討内容報告など、重要事項に関して意見交換すると共に、国立天文台の現状を研究者コミュニティに伝える機能を持つ会議として活用する。
- (4) 運営会議での発言には責任と重みがあり、国立天文台執行部は貴重な意見としてしっかり受け止める仕組みを作る。運営会議で出た意見のリストアップなども一案であろう。
- (5) 国立天文台内外の研究者コミュニティにとって重要な会議であり適切な形で議事録を速やかに公表する。」

¹ https://www2.nao.ac.jp/~open-info/com-promotion-com/docs/final-report_20210310.pdf

二 外部委員協議会の設置について

運営会議の下に外部委員全員が参加する外部委員協議会を設け、研究者コミュニティと国立天文台の意思疎通の促進を図ることが、運営会議外部委員から提案され、2021年5月14日の運営会議で承認された。これを受けて、6月22日の運営会議で規則改正・制定案が承認され（資料3）(P22)、改正手続きを経て、同協議会が設置された。また、8月16日には研究者コミュニティ向け説明会が開催された。同協議会規則及び議事抄録は、国立天文台ウェブサイト「研究者の方向け」²の「諸会議議事要旨等」欄で公開されている。

(参考)

国立天文台コミュニティ間意思疎通推進委員会報告書「我が国の天文学の発展のために」4.1 国立天文台への提言¹

4.1.5 国立天文台運営に助言する仕組みの導入

今回の一連の問題を受けて、執行部の活動等に助言する仕組みが必要ではないかと考える。そのための仕組みを考えるに当たって、中間報告書へのパブリックコメントにあった意見も踏まえて、以下の観点を考慮した。

- (1) 今回のさまざまな意見表明は、やむにやまれぬ状況であったとはいえ、ネットやSNSに問題を訴える前に、国立天文台と共共研究者コミュニティが自助努力を働かせる機能が必要である。
- (2) 国立天文台の会議が全て、台長の諮問に答える形になっているため、形式上、台内及びコミュニティ団体や共共研究者ら外部から自発的に問題を設定して意見をあげるシステムがない。しかし、実質的に国立天文台の運営を審議する運営会議は共共研究者からなる外部委員が過半数となるように構成されており、本来この機能を担うべきである。とはいえ、運営会議は人事など多大な審議案件があり、運営会議本体が、コミュニティからの意見を吸い上げ、それを判断して、執行部へ提言する任務を担うことは現実的ではない。

以上のことを踏まえて、先に挙げた Internal Communication の機能に加えて、運営会議を補完する役割を持つ以下のような仕組みを考慮することを提言する。

- (a) 運営会議の下に、運営会議外部委員の一部と必要に応じて運営会議委員ではない共共研究者も加えて構成される意思疎通助言委員会（仮称）を設ける。この委員会の委員数は数人程度とする。
- (b) 今回のような問題が発生した場合、この委員会が共共研究者コミュニティからの問題の指摘を受け付ける窓口である。
- (c) 委員会は、その問題の分析などを行い、必要であればそこで検討した結果を国立天文台執行部に助言する。

² <https://www.nao.ac.jp/recommend/researcher.html>

さまざまな問題が発生している現状に鑑みるに、このような仕組みを少なくとも当面作って、国立天文台とコミュニティの自助努力で問題解決をすることが必要である。運営会議での早急な議論を強く要請する。

三 諸規則の公開について

国立天文台の諸規則（現在国立天文台コミュニティ間意思疎通推進委員会のウェブページに掲載されている国立天文台規則³及び国立天文台科学戦略委員会⁴、科学諮問委員会⁵の各ウェブページに掲載している規則）を、国立天文台ウェブサイト「組織情報」⁶の「規則」欄で公開した（2021年6月8日）。英語訳についても、2021年10月26日に公開⁷した。

また、自然科学研究機構から公開されている機構規則⁸は一部に限られていたが、その公開範囲の拡大を要請し、2021年10月20日に機構ウェブサイトにおいて、自然科学研究機構規程集⁹が公開された（「通則」「規程」「規則」計153本）。

○ 国立天文台ウェブページに掲載済の規則等

国立天文台組織運営規則

国立天文台組織運営規則に定める副台長等、プロジェクト室長、センター長及び科学研究部長の任期に関する運用細則

国立天文台企画会議規則

国立天文台幹事会議規則

国立天文台プロジェクト会議規則

国立天文台教授会議規則

国立天文台プロジェクト評価委員会規則

国立天文台研究交流委員会規則

国立天文台科学戦略委員会規則

国立天文台科学諮問委員会規則

国立天文台研究教育職員の任期に関する規則

国立天文台の運営会議における研究教育職員の人事に関する取扱要項

任期の定めのない研究教育職員となるための審査等に関する細則

任期の定めのない研究教育職員となるための審査等に関する細則の運用について

国立天文台プロジェクト室長等選考細則

³ <https://www2.nao.ac.jp/~open-info/com-promotion-com/related-rules.html>

⁴ <https://www.nao.ac.jp/recommend/science-strategy-committee/>

⁵ <https://www.nao.ac.jp/recommend/science-advisory-committee/>

⁶ <https://www.nao.ac.jp/about-naoj/organization/>

⁷ <https://www.nao.ac.jp/en/about-naoj/organization/>

⁸ <https://www.nins.jp/site/rule/1018.html>

⁹ <https://www.nins.jp/site/rule/5590.html>

- 国立天文台ハラスメント防止委員会規則
- 国立天文台コミュニティ間意思疎通推進委員会規則
- 国立天文台科学戦略委員会⁴科学諮問委員会⁵各ウェブページに掲載している規則
 - 国立天文台科学戦略委員会規則
 - 国立天文台科学諮問委員会規則
- 自然科学研究機構ウェブページに掲載済の規則等
 - 大学共同利用機関法人自然科学研究機構組織運営通則
 - 大学共同利用機関法人自然科学研究機構運営会議規程
 - 大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員就業規則
 - 大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員任免規程
 - 大学共同利用機関法人自然科学研究機構ハラスメントの防止等に関する規程等、通則・規程・規則 153 本

(参考)

1. 大学共同利用機関の検証結果について (2021 年 1 月 25 日 科学技術・学術審議会 学術分科会 研究環境基盤部会) 国立天文台 外部検証結果¹⁰

(課題、改善を要する点等)

○大学共同利用機関はコミュニティが一体となって運営に当たる組織であり、各種会議の議事録、規則などは適切に公開されるべきである。

2. 国立天文台コミュニティ間意思疎通推進委員会報告書「我が国の天文学の発展のために」4.1 国立天文台への提言¹

4.1.1 国立天文台の各種委員会の改革

「参考のため関連する諸会議の位置付けとその規則の概要の現状は参考資料 6 に示されている。これら諸会議の規則についてはホームページ上などで公開されるべきと本委員会は考える。国立天文台の諸委員会の規則は、法令による公開が義務づけられてはいない。しかし、国立天文台は、大学共同利用機関であり、その大きな使命は全国の大学等の研究者の当該分野の発展に期することである。そのため、国立天文台の諸会議の動向は、全国の研究者の大きな関心事あり、その議事録の適切な公表と共に、規則の公表は、国立天文台が積極的に行うべきことと考える。」

4.1.2 議事録等の速やかな公開

「多くの大学はホームページで規則集を公開している。国立天文台は大学共同利用機関として開かれた運用が重要であるため、先にも書いたが (4.1.1 節)、諸規則は可能な限りホームページ等で公表すべきである。更に国際機関として、英語訳も公表することに努めて欲しい。」

¹⁰ https://www.mext.go.jp/content/20210122-mxt_gakkikan-000012300_21.pdf

四 議事要旨等の公開について

運営会議及び各種委員会の議事抄録（議事要旨）等を、事前にメール審議などで確定することとし、国立天文台ウェブサイト「研究者の方向け」²の「諸会議議事要旨等」欄で公開(6月28日)をはじめた。

科学戦略委員会及び科学諮問委員会（すばる、TMT、ALMA、CfCA、VLBI）の議事要旨（議事概要）並びにプロジェクト評価委員会及び研究交流委員会の議事抄録（議事概要）も、上記ウェブサイトにもまとめて掲載した。

企画会議の議事要旨は、2021年6月のプロジェクト会議から報告されており、従来から報告されている幹事会議及びプロジェクト会議の議事抄録とともに、同会議資料の中で台内イントラサイトにて共有されている。

(参考)

1. 大学共同利用機関の検証結果について（2021年1月25日 科学技術・学術審議会 学術分科会 研究環境基盤部会）国立天文台 外部検証結果¹⁰

（課題、改善を要する点等）

○大学共同利用機関はコミュニティが一体となって運営に当たる組織であり、各種会議の議事録、規則などは適切に公開されるべきである。

2. 国立天文台コミュニティ間意思疎通推進委員会報告書「我が国の天文学の発展のために」4.1 国立天文台への提言¹

4.1.1 国立天文台の各種委員会の改革

「運営会議については、「台長が必要と認めるものについて台長の諮問に応じる」とする自然科学研究機構の規程の下で、以下の要件を満たす重要な会議と再確認することが必要である。

(5) 国立天文台内外の研究者コミュニティにとって重要な会議であり適切な形で議事録を速やかに公表する。」

国立天文台の内部委員会

「企画会議は運営に関する執行部案を作成する役割に徹し、幹事会議とプロジェクト会議で台内の意見を反映して決定（原案の公表、審議、決定を数回に分けて）することが台内のコミュニケーションを図る手続きとなる。それらを元に、台長が、各種運営方針を運営会議に提案することになるが、特にコミュニティに関わる重要案件（研究教育職員の人事だけでなく、プロジェクトの設置・改廃、予算配分、ポスト配分、共同利用に関わる重要事項）は運営会議の審議を経て決定するという形に改善すべきである。」

4.1.2 議事録等の速やかな公開

「各種会議の議事録は可能な限り適切な形で迅速に公表するべきである。運営会議議事録の公表においては人事に関する報告には慎重な配慮が必要なことは言うまでもないが、その他重要事項に関しては審議の経緯も含め可能な限り詳細にホームページなどで報告する。プロジェクト会議等では、正式な議事録の確定前でも内容に関して報告を行う。会議の場で前回の議事録を確認して正式な議事録とする慣習が根強いが、それでは研究を巡る情勢の変化の速度について行けないことは明らかである。メール審議等によって正式議事録を会議後速やかに確定・公表することが重要である。」

五 副台長の任務分担について

企画と財務のマネジメント担当者を切り分けるため、「副台長（企画担当）」を従前の「副台長（財務担当）」に改正（2021年6月22日）し（資料4）（P26）、企画は、台長・執行部全体で対応することとした。

○「副台長（企画担当）」を「副台長（財務担当）」に改正した規則・要項。

ア「国立天文台組織運営規則」

イ「国立天文台財務委員会規則」

ウ「年俸制職員、UR A職員及び定年制移行職員の雇用手続きについて」

エ「国立天文台におけるクラウドファンディング実施要項」

オ「国立天文台防災・防火管理規則」

カ「国立天文台天文学振興募金取扱規則」

（参考）

国立天文台コミュニティ間意思疎通推進委員会報告書「我が国の天文学の発展のために」4.1 国立天文台への提言¹

4.1.1 国立天文台の各種委員会の改革

国立天文台の内部委員会

「2018年10月1日付で、「副台長（財務担当）」を「副台長（企画担当）」と名称を変更し、その役目を「企画、財務、その他台長が特定する事項」とする規則改定がなされているが、企画と財務を同一人物が兼任することは組織の運営の仕方として適切かどうか慎重に考える必要がある。」

六 プロジェクト評価について

国立天文台コミュニティ間意思疎通推進委員会報告書の提言による評価の観点（(a)サイエンスのレベルアップ、(b)大学の研究力アップへの貢献、(c)教育や人材養成への寄与）を冒頭に取り込んだとりまとめ案「プロジェクト評価の考え方、プロジェクト評価委員会の役割とプロジェクト評価の進め方」（資料5）（P35）がプロジェクト評価委員会です承さ

れた。これに基づき行われるプロジェクト評価の実施状況を踏まえて、実態と整合する形でプロジェクト評価委員会規則の改正を行った。(資料6)(P45)

また、今後策定する **Scientific Goals and Missions** は、各プロジェクトがコミュニティと相談しつつ原案作成を行うとともに、これまでに策定された **Scientific Goals and Missions** は、国立天文台ウェブサイト¹¹に公開された。

なお、「作成者」、「審査・承認者」、「承認・公表者」の複数段階が同一人物であった件については、関係規則等の改訂などにより、解消した。

(参考)

国立天文台コミュニティ間意思疎通推進委員会報告書「我が国の天文学の発展のために」4.1 国立天文台への提言¹

4.1.3 プロジェクト評価について

(1) プロジェクト評価のあり方

「国立天文台の「プロジェクト」は共同利用の枠組みであり、サイエンス成果の最大化は重要な観点であるが、それと同じレベルで研究者コミュニティ全体を発展させるという観点も忘れてはならない。」

(2) 「Scientific Goals and Missions」

「2019年終わり頃から、「Scientific Goals and Missions」という文書が作成されつつある。プロジェクトの実施期間、プロジェクトの目的、ミッション、主要科学達成目標、重要課題などを記したプロジェクトを定義づける文書と言える。プロジェクトは、共同利用・共同研究の基本的仕組みであるから、コミュニティにも公開して、それらの意見も採り上げて最終的なプロジェクト定義の文書として作成されることが望ましい。一方、現在の文書には、「作成者」、「審査・承認者」、「承認・公表者」の3段階の作業者が示されているが、同一人物が複数の段階に関与することは形式上からも望ましくないと思われる。」

「そもそも、プロジェクト評価はそれ自体(共同利用という実態)のために行うものである。適切な目標設定の上で、自らを定期的に点検し、問題点を洗い出して解決策を考え実行する。この評価(自己評価)においては、研究者コミュニティのメンバーや必要に応じて国外の有識者の参加を求め、多様な評価軸で点検をすることで、プロジェクトが気付いていない問題点や新しい方向性を見出すことができる。評価結果は執行部と共有し、プロジェクトの運営方針を「共に」考えていくことが求められる。国際関係、政府との関係における要請はこのプロセスに含めればよい。進捗評価や問題点の把握は、執行部の通常のマネジメント業務の中で対応可能であり、プロジェクト評価で取り上げるべき内容の一部にすぎない。このような自己評価方式は、なによりもプロジェクトに携わる研究者・職員の自主性を尊重し自発性を最大限に引き出すことにより研究組織を活性化できる。また、研究者コミュニティも含めてプロジェクトの在り方や運営方針を議論できることも大きな利点である。この観

¹¹ 日本語：<https://www.nao.ac.jp/recommend/researcher.html>
英語：<https://www.nao.ac.jp/en/recommend/researcher.html>

点はとても重要と考える。」

(3) プロジェクト評価委員会

「以上を踏まえて、プロジェクト評価委員会は、「プロジェクトの評価」を行うのであるから以下の観点を基本とすべきである。

(a) サイエンスのレベルアップ

国際的研究競争の中で、高いサイエンスレベルを維持しているかの検証は重要で、この点からは国際評価を受けることが重要である。

(b) 大学の研究力アップへの貢献

大学共同利用機関の設立の趣旨からこの観点は極めて重要で、共共研究者コミュニティが評価へ参加することは基本である。今後の対外的なアピールのためにも、評価結果（プロジェクトの存在がいかに大学の研究者の研究力アップにつながっているか）について明示化や数値化することが大切だろう。

(c) 教育や人材養成への寄与

大学院教育への貢献（博士号や修士号取得への寄与）、ポスドクなど若手人材養成への貢献なども大切な評価の観点である。」

七 科学戦略委員会について

報告書では、「科学戦略委員会は、中期的・長期的観点から、我が国の天文学分野全体のサイエンスメリットを最大限にするため、中長期計画とそのリソース配分（ポートフォリオ）の考え方を審議する」旨の提言がされている。これについて、2021年6月23日開催の第Ⅱ期第2回科学戦略委員会、8月18日開催の第3回科学戦略委員会、10月7日開催の第4回科学戦略委員会及び12月9日開催の第5回科学戦略委員会で議論を行っている。（資料7）（P50）

（参考）

国立天文台コミュニティ間意思疎通推進委員会報告書「我が国の天文学の発展のために」4.1 国立天文台への提言¹

4.1.1 国立天文台の各種委員会の改革

「科学戦略委員会を、天文学分野全体を見渡して、国立天文台の中長期の計画とそのリソース配分（ポートフォリオ）の考え方を審議する重要な委員会と位置づける。

- (1) 国立天文台の中長期的な将来を共共コミュニティとともに検討する重要な場として活用する。
- (2) 中期的（数年程度）・長期的（10年程度以上）観点からは、国際的な競争力確保、国際的研究動向に関する議論に海外研究機関の学識経験者の参加を求めることは重要である。
- (3) 各プロジェクトの中期的将来計画を、我が国の天文学分野全体のサイエンスメリット

を最大限にするため、数値的な検証に基づいたポートフォリオ的資源配分、国際的競争性の確保、コミュニティを育てる観点、人材育成の観点から多面的に議論する。

- (4) 短期的なリソース（資金、ポスト、提供施設など）配分に関しては、台内のシステム（科学諮問委員会、幹事会議など）が計画案を策定することが基本であるが、中長期的な方針はこの委員会の議論に基づいて策定する。
- (5) 各プロジェクトの進展は、共同利用・共同研究に大きく関連することから、共共研究者との対話は極めて重要である。議論の結果は、運営会議などで議論を行い、必要ときは差し戻しや再検討などフィードバックがかかる仕組みを持つことが肝要である。」

八 ハラスメント防止体制の改善について

執行部が定期的にハラスメント防止研修を受講することとしたほか、副台長（総務担当）を委員長とするハラスメント防止委員会に執行部以外の委員が務める副委員長を置き、執行部が関わる事案を扱う場合には、執行部である委員長は関わらない体制とした。

さらに、ハラスメント防止委員会において、下記の事項について、相談体制を改善した。

1. 受付窓口は、これまで通り台内相談員ないし外部相談窓口であるが、外部相談窓口¹²の判断により、第三者として中立な立場で活動できる機構顧問弁護士事務所に相談できることとし（従来は人事企画室長からハラスメント防止委員会委員長のパスのみ）、その場合のレポートラインを機構本部（機構長）とした（資料8）（P52）。これにより、ハラスメント事案が発生した時の相談しやすい環境と適切な対応がとれる体制が整備され、2021年11月29日に台内に周知した。
2. 1.により、「大学等で整備されているハラスメント対応の体制と規則を参考に、再点検を行い、関連規則と体制について必要な改定を行う。」において求められる対応を行ったと考えている。ハラスメントの相談窓口である台内の相談員および外部相談窓口については、形式的には大学と同等となったが、それぞれについて相談しやすいように、ハラスメント防止パンフレット（改訂版）の印刷・配布など、なお一層の周知徹底を図ることとする。
3. 加えて、ハラスメント相談への対応（資料8）（P52）について、人事企画室長だけでなく組織的に行う体制であることが明確になるように小委員会を設けることを検討している。

（参考）

1. 大学共同利用機関の検証結果について（2021年1月25日 科学技術・学術審議会 学術分科会 研究環境基盤部会）国立天文台 外部検証結果¹⁰

¹²<https://www2.nao.ac.jp/~open-info/gender-equality/harassment.html>

<運営面>

○コンプライアンスの確保に関しては自然機構が設けた仕組みや国立天文台が独自に設けた委員会などで適切に対応されている。コンプライアンス、ハラスメント防止は、日英両言語で適切に行われている。

2. 国立天文台コミュニティ間意思疎通推進委員会報告書「我が国の天文学の発展のために」4.1 国立天文台への提言¹

4.1.4 ハラスメント防止体制の改善

「今回の調査及びヒアリングの中で、執行部が行った行為や言動の中には、ハラスメントと捉えられる可能性があるものが複数指摘された。このような指摘があることは、国立天文台の運営において極めて憂慮すべきことである。このような行為・言動の特徴の一つとして、行った当事者はそれをあまり自覚していないケースが多いと思われる。権限を持つ強い立場にある人とはとりわけ、弱い立場の人が自らの行為から受け取る感情を押し量る努力が求められる。

この状況を改善する方策は、執行部自らが教職員と同じ場所で定期的にハラスメント防止研修を受け、ハラスメントに対する認識を共有するとともに、その防止に対して先頭に立って努力すること以外にはないといっても過言ではない。国立天文台内外のあらゆる議論、面談の場において、個人を尊重することの重要性を国立天文台内で徹底する覚悟を執行部が示すことも重要である。

国立天文台にはハラスメントを訴える窓口があるが、特に執行部が当事者となる場合には、現在のハラスメント防止システムでは機能しないと危惧される。また、不幸にもそのようなハラスメント事案が発生した場合に備え、国立天文台の関係者の関与が一切ない完全に第三者だけからなるハラスメント防止システムの設置が必要である。現在の国立天文台のシステムはこの観点からは不十分と言える。このようなシステムの構築には自然科学研究機構との協議が必要かもしれないが、国立天文台においてもよりよい仕組みを検討すべきであろう。」

3. 現在の、国立天文台ハラスメント防止委員会規則¹³

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 副台長（総務担当）
- 二 技術主幹
- 三 大学院教育委員長
- 四 ハワイ観測所長
- 五 科学研究部長
- 六 事務部長

¹³ <https://www.nao.ac.jp/contents/about-naoj/organization/naoj4-11.pdf>

- 七 チリ観測所長
- 八 その他台長が指名した者

九 インターナルコミュニケーションについて

6月末に台長室アワーの台内周知を行った。今後も定期的に周知して活性化につなげる。また、職員懇談会の機会を拡大するほか、各プロジェクトと執行部の意見交換を促進する。

プロジェクト会議や教授会議の場で、国立天文台の運営方針や執行部の活動を積極的に報告し、フィードバックをもらう。特に職員懇談会については、三鷹地区土地利用について2021年4月7日及び2021年12月21日に行ったほか、2022年2月3日には職員の間関心が高い在宅勤務や今後の勤務制度をテーマに行った。さらに、予算減やTMT等国立天文台の抱える課題について意見交換するような機会を設けたいと考えている。

インターナルコミュニケーションに関する外部専門家や他機関・大学等の担当者を招いた勉強会について、幹事会議の意見を聞いている。

(参考)

国立天文台コミュニティ間意思疎通推進委員会報告書「我が国の天文学の発展のために」4.1 国立天文台への提言¹

4.1.1 国立天文台の各種委員会の改革

国立天文台の内部委員会

「今回の問題を契機に、台内のコミュニケーションの大幅な改善により教職員にもオープンな体制を構築して、のびのびと働ける活力のある組織になることを期待する。最近多くの会社組織や団体で、その組織の執行部と構成員をつなぐ「Internal Communication」の必要性や有効性が訴えられている。国立天文台の場合では、執行部の考え方や運営方針、プロジェクトの成果や共同利用の状況及び将来計画等を台内の職員や共同研究者に伝えることが役割となろう。同時に、台内・台外からの意見や要望にもアンテナを張って執行部に伝えることも必要である。国立天文台の大きさを考えるとこのような専門家も必要かもしれない。」

十 プロジェクト等への予算配分について

2020年度予算編成時までは、台内の予算配分に関しては、財務委員会が各プロジェクト等にシーリング概算値、質問事項等をあらかじめ提示した上で台内予算編成のためのヒアリングを行い、それを元に財務委員会が作成した台内予算配分案が幹事会議で審議され、プロジェクト会議で予算配分額の説明を行ってきた。より意思疎通を図るために2021年度予算編成時より、引き続き各プロジェクト等にシーリング概算値、質問事項等をあらかじめ提示した上でヒアリングにより意見交換するとともに、さらに予算編成状況や配分案に

ついて企画会議、幹事会議で複数回報告・審議を行い、並行して各プロジェクト等に内々示案を個別に提示して問題がないか確認するなど、丁寧に説明・意見交換を行った上で最終的な予算配分額を決定している。具体的には、下記（参考 A）に示すとおりである。

また、運営会議、科学戦略委員会、学術会議天文学・宇宙物理学分科会では、2021 年度予算まで予算配分について具体的な説明を行っていなかったが、2022 年度予算からは、国立天文台をとり囲む予算状況・予算配分を説明し、意見交換を行っている。

（参考 A）

2022 年度予算編成の主な流れ

- ・各プロジェクト等にシーリング概算値を提示し、各プロジェクト等は年次計画予算案を作成。
 - 2021 年 9～10 月 2 回の企画会議において予算編成方針案、シーリング案及び編成スケジュール案を審議。
 - 2021 年 9～10 月 2 回の幹事会議において、予算編成方針案及び予算編成スケジュールを審議。
 - 2021 年 10 月 運営会議で予算編成方針案の説明・意見聴取。
 - 2021 年 10 月 プロジェクト会議で予算編成スケジュールを報告するとともに、各プロジェクト等に対して要求書類作成依頼及びシーリング額を通知。
- ・財務委員会で、各プロジェクト等より提出された年次計画予算案に関する質問事項等を送付した上でヒアリングを実施し意見交換。
 - 2022 年 1 月 財務委員会によるヒアリング。
- ・財務委員会による予算編成状況や配分案について企画会議、幹事会議で複数回報告・審議。
 - 2022 年 2 月 2 回の企画会議で予算編成状況を報告。
 - 2022 年 2 月 幹事会議で予算編成状況を報告。
- ・2022 年 2 月の幹事会議終了後に財務委員会は、各プロジェクト等に検討状況報告の形で内々示を提示し問題がないか確認した上で予算配分案を作成し、企画会議、幹事会議で説明・審議を実施。
 - 2022 年 3 月 1 日 企画会議で予算配分案を審議。
 - 2022 年 3 月 9 日 幹事会議で予算配分案を審議。
 - 2022 年 3 月 11 日 運営会議で予算配分案を報告。
- ・幹事会議にて予算配分額が確定され、各プロジェクト等に予算内示するとともに、2022 年 3 月のプロジェクト会議で報告。

（参考 B）

国立天文台コミュニティ間意思疎通推進委員会報告書「我が国の天文学の発展のために」¹（下線は国立天文台が追加）

2 問題の背景と解決すべき課題

「国立大学とは異なり、国立天文台に割り当てられた資金や人員などのリソースの多くは、共同利用推進のために国から措置されている。個人の自由な研究については、科研費などいわゆる競争的外部資金が主な財源となる。国立天文台がプロジェクトに配分する経費は、共同利用の運用に関わるため、その経費の増減を行う場合は、運営会議などでの議論、プロジェクト担当者との入念な検討、及びこれに関連する共共研究者コミュニティへの説明が必要である。国立天文台の財務・人員規模は、我が国の天文学分野の研究機関の中では格段に大きい。その設立時（1988年）における議論でも繰り返し確認されたように、国立天文台は、分野内で圧倒的に大きな組織であるからといっても決してモノポリーに陥ってはならず、天文学及びこれに関連する分野のコミュニティとともに歩むことが求められている。」

「このように現在国立天文台は、財政面からも人的資源からも十分な余裕がある状態ではなく、現執行部はぎりぎりの舵取りをすることを余儀なくされている。逼迫する財政の中で、国立天文台を運営していくためには大きな決断を迅速に行う必要があると考えた執行部の行動と判断が、指摘されたさまざまな問題の背景にある。共同利用等に関する判断と決定を、入念な検討及び関連する共共研究者コミュニティへの説明に執行部が十分な時間や労力を払わないまま行った結果として、「国立天文台全体のミッション」とその現状が、台外研究者コミュニティのみならず、台内の教職員の間ですら十分に共有されていない状況に至ったことは憂慮すべき事態と言える。

以上の状況は、国立天文台の運営が一つの曲がり角に差し掛かっていることを示しており、今こそこの状況に対応できるコミュニティとの連携のあり方、国立天文台のガバナンスのあり方を考え直すべき時である。将来の大型計画の種も広くボトムアップで科学的見地から議論されるべきであることから、国立天文台は共共研究者コミュニティとの協力関係を継続的に発展させる義務がある。一方で、共共研究者コミュニティにも、自らの関係する分野のプロジェクトのみならず「国立天文台全体のミッション」を、国立天文台が置かれている状況とともに共有する姿勢が求められる。この機会に、国立天文台（特に執行部）と共共研究者コミュニティとの連携を自律的かつ自発的に構築することが、我が国の天文学のポテンシャルを最大限に引き出すための必須条件である。それが我が国の天文学の継続的発展を成し遂げられるか否かを左右すると言っても過言ではない。本委員会は、両者がこのような「共に助け共に支える」意識を持つことが、我が国における天文学研究を不断に発展させる原動力になるものと考えている。」

4.1 国立天文台への提言

4.1.1 国立天文台の各種委員会の改革

「運営会議については、「台長が必要と認めるものについて台長の諮問に応じる」とする自

然科学研究機構の規程の下で、以下の要件を満たす重要な会議と再確認することが必要である。

- (1) 国立天文台の重要運営方針を実質的に決めることができる委員会である。
- (2) 運営会議では外部委員を過半数とし、外部委員の選定は外部コミュニティ団体に推薦を求めることが必須である。
- (3) 研究教育職員の人事以外の国立天文台の運営に関わる事項も十分審議する。通常の開催日程（隔月）に加えて、オンラインを活用するなどして年に数回は人事以外の運営に関わる事項を審議する機会を設ける。国立天文台の現状報告に続いて、将来計画、大型プロジェクトの進捗、予算・人員の配分案、評価のあり方や評価結果、科学戦略委員会からの検討内容報告など、重要事項に関して意見交換すると共に、国立天文台の現状を研究者コミュニティに伝える機能を持つ会議として活用する。
- (4) 運営会議での発言には責任と重みがあり、国立天文台執行部は貴重な意見としてしっかり受け止める仕組みを作る。運営会議で出た意見のリストアップなども一案であろう。
- (5) 国立天文台内外の研究者コミュニティにとって重要な会議であり適切な形で議事録を速やかに公表する。

科学戦略委員会を、天文学分野全体を見渡して、国立天文台の中長期の計画とそのリソース配分（ポートフォリオ）の考え方を審議する重要な委員会と位置づける。

- (1) 国立天文台の中長期的な将来を共共コミュニティとともに検討する重要な場として活用する。
- (2) 中期的（数年程度）・長期的（10年程度以上）観点からは、国際的な競争力確保、国際的研究動向に関する議論に海外研究機関の学識経験者の参加を求めることは重要である。
- (3) 各プロジェクトの中期的将来計画を、我が国の天文学分野全体のサイエンスメリットを最大限にするため、数値的な検証に基づいたポートフォリオ的資源配分、国際的競争性の確保、コミュニティを育てる観点、人材育成の観点から多面的に議論する。
- (4) 短期的なリソース（資金、ポスト、提供施設など）配分に関しては、台内のシステム（科学諮問委員会、幹事会議など）が計画案を策定することが基本であるが、中長期的な方針はこの委員会の議論に基づいて策定する。
- (5) 各プロジェクトの進展は、共同利用・共同研究に大きく関連することから、共共研究者との対話は極めて重要である。議論の結果は、運営会議などで議論を行い、必要なときは差し戻しや再検討などフィードバックがかかる仕組みを持つことが肝要である。

国立天文台の内部委員会

企画会議は運営に関する執行部案を作成する役割に徹し、幹事会議とプロジェクト会議で台内の意見を反映して決定（原案の公表、審議、決定を数回に分けて）することが台内のコミュニケーションを図る手続きとなる。それらを元に、台長が、各種運営方針を運営会議

に提案することになるが、特にコミュニティに関わる重要案件（研究教育職員の人事だけでなく、プロジェクトの設置・改廃、予算配分、ポスト配分、共同利用に関わる重要事項）は運営会議の審議を経て決定するという形に改善すべきである。」

以上

審議経過

企画会議（5/11,6/15,7/13）

幹事会議（5/13,5/21,6/18,7/19）

運営会議（5/14,6/22,8/3,10/12,12/20,3/11）

プロジェクト会議（5/26,6/30,8/25,10/27）

(資料1)

国立天文台運営会議における運営に関する重要事項の審議に関する申合せ

令和3年8月3日
運営会議決定

国立天文台運営会議は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構運営会議規程（平成16年自機規程第17号）第2条各項に規定するものに限らず、国立天文台の運営に関する重要事項について審議する。

付 記

この申合せは、令和3年8月3日から実施する。

国立天文台プロジェクト評価委員会規則等の一部改正について

改正理由

運営会議に置かれる専門委員会の任務と運営会議との関係を明確にするため、関係規則の一部改正を行うもの。

改正概要

国立天文台運営会議に置かれているプロジェクト評価委員会、研究交流委員会及び科学戦略委員会の各規則第 2 条に、大学共同利用機関法人自然科学研究機構運営会議規程第 9 条第 1 項に規定する調査等に関する条文を追加する。

施行日

令和 3 年 8 月 3 日から施行する。

審議経過

令和 3 年 7 月 13 日 企画会議承認
令和 3 年 7 月 19 日 幹事会議承認
令和 3 年 8 月 3 日 運営会議承認

国立天文台プロジェクト評価委員会規則の一部改正 新旧対照表

旧	新
<p style="text-align: right;">平成16年 7 月22日 国天規則第 3 0号</p> <p>第1条 (略) (任務)</p> <p>第2条 委員会は、台長の諮問について答申し、又は台長に意見を具申する。</p> <p>2 委員会は、次に掲げる事項について審議する。</p> <p>一 国立天文台（以下「天文台」という。）のプロジェクト室、センター及び科学研究部（以下「プロジェクト室等」という。）の評価に関する事項</p> <p>二 プロジェクト室等の設置改廃に関する事項</p> <p>三 その他必要な事項</p> <p style="text-align: right;"><u>(新設)</u></p> <p>第3条～第11条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>	<p style="text-align: right;">平成16年 7 月22日 国天規則第 3 0号</p> <p>第1条 (略) (任務)</p> <p>第2条 委員会は、台長の諮問について答申し、又は台長に意見を具申する。</p> <p>2 委員会は、次に掲げる事項について審議する。</p> <p>一 国立天文台（以下「天文台」という。）のプロジェクト室、センター及び科学研究部（以下「プロジェクト室等」という。）の評価に関する事項</p> <p>二 プロジェクト室等の設置改廃に関する事項</p> <p>三 その他必要な事項</p> <p><u>3 委員会は、運営会議から要請のあった専門的事項等の調査を行い、運営会議に報告する。</u></p> <p>第3条～第11条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、令和3年8月3日から施行する。</u></p>

国立天文台研究交流委員会規則の一部改正 新旧対照表

旧	新
<p style="text-align: right;">平成16年 7 月22日 国天規則第 3 1号</p> <p>第1条 (略) (任務)</p> <p>第2条 委員会は、台長の諮問について答申をし、又は台長に意見を具申する。</p> <p>2 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>一 国内及び国際的研究交流に関する事項</p> <p>二 共同研究・共同利用に関する基本的事項及び客員教授、客員准教授及び客員研究員の候補者推薦等に関する事項</p> <p>三 その他研究交流に関する専門的事項</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p>第3条～第11条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>	<p style="text-align: right;">平成16年 7 月22日 国天規則第 3 1号</p> <p>第1条 (略) (任務)</p> <p>第2条 委員会は、台長の諮問について答申をし、又は台長に意見を具申する。</p> <p>2 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>一 国内及び国際的研究交流に関する事項</p> <p>二 共同研究・共同利用に関する基本的事項及び客員教授、客員准教授及び客員研究員の候補者推薦等に関する事項</p> <p>三 その他研究交流に関する専門的事項</p> <p><u>3 委員会は、運営会議から要請のあった専門的事項等の調査を行い、運営会議に報告する。</u></p> <p>第3条～第11条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、令和3年8月3日から施行する。</u></p>

国立天文台科学戦略委員会規則の一部改正 新旧対照表

旧	新
<p style="text-align: right;">平成 30 年 3 月 9 日 国天規則第 1 号</p> <p>第 1 条 (略) (任務)</p> <p>第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 国立天文台の中長期計画 二 国立天文台の研究基本計画 (マスタープラン) 三 大型装置の共同利用を中心とした運用方針 (国立天文台科学諮問委員会の所掌分は除く) 四 その他、国立天文台の科学戦略に関すること <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p>第 3 条～第 1 2 条 (略) 附 則 (略)</p>	<p style="text-align: right;">平成 30 年 3 月 9 日 国天規則第 1 号</p> <p>第 1 条 (略) (任務)</p> <p>第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 国立天文台の中長期計画 二 国立天文台の研究基本計画 (マスタープラン) 三 大型装置の共同利用を中心とした運用方針 (国立天文台科学諮問委員会の所掌分は除く) 四 その他、国立天文台の科学戦略に関すること <p><u>2 委員会は、運営会議から要請のあった専門的事項等の調査を行い、運営会議に報告する。</u></p> <p>第 3 条～第 1 2 条 (略) 附 則 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u> <u>この規則は、令和 3 年 8 月 3 日から施行する。</u></p>

国立天文台組織運営規則等の一部改正及び制定について

改正理由

令和3年6月に、国立天文台運営会議に外部委員による外部委員協議会を置くことに伴う関係規則の改正及び規則制定を行うもの。

改正概要

国立天文台組織運営規則第13条第5号に「外部委員協議会」を追加するとともに、同条第2項に基づき、新たに「国立天文台運営会議外部委員協議会規則」を制定する。

施行日

令和3年7月9日から施行し、令和3年6月22日から適用する。

審議経過

令和3年6月22日 運営会議承認
令和3年7月 6日 企画会議承認
令和3年7月 9日 幹事会議承認

国立天文台組織運営規則の一部改正 新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第12条の3 (略)</p> <p>(専門委員会)</p> <p>第13条 大学共同利用機関法人自然科学研究機構運営会議規程(平成16年自機規程第17号)第9条第1項の規定に基づき運営会議に、次に掲げる委員会を置く。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 プロジェクト評価委員会 二 研究交流委員会 三 科学戦略委員会 四 国立天文台コミュニティ間意思疎通推進委員会 <p>2 前項の委員会に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>第14条～第18条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則</p> <p>1 この規則は、令和2年6月29日から施行し、令和2年4月27日から適用する。</p> <p>2 改正後の第13条第四号の規定は当分の間の措置とする。</p> <p>附則 (略)</p> <p>別表第1～別表第7 (略)</p>	<p>第1条～第12条の3 (略)</p> <p>(専門委員会)</p> <p>第13条 大学共同利用機関法人自然科学研究機構運営会議規程(平成16年自機規程第17号)第9条第1項の規定に基づき運営会議に、次に掲げる委員会を置く。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 プロジェクト評価委員会 二 研究交流委員会 三 科学戦略委員会 四 国立天文台コミュニティ間意思疎通推進委員会 <u>五 外部委員協議会</u> <p>2 前項の委員会に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>第14条～第18条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則</p> <p>1 この規則は、令和2年6月29日から施行し、令和2年4月27日から適用する。</p> <p>2 改正後の第13条第四号の規定は当分の間の措置とする。</p> <p>附則 (略)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この規則は、令和3年7月9日から施行し、令和3年6月22日から適用する。</u></p> <p>別表第1～別表第7 (略)</p>

国立天文台運営会議外部委員協議会規則

令和3年7月9日
国天規則第1号

(設置)

第1条 大学共同利用機関法人自然科学研究機構運営会議規程（平成16年自機規程第17号）第9条第2項の規定に基づき、国立天文台運営会議（以下「運営会議」という。）に、外部委員協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(目的)

第2条 協議会は、日本の天文学の発展のために、天文学コミュニティ等と国立天文台の意思疎通の促進を図ることを目的とする。

(任務)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項について議論し、運営会議へ提案する。

- 一 天文学コミュニティ等と国立天文台との意思疎通の促進に関すること
- 二 運営会議において審議が必要な事案
- 2 協議会は、前項各号に掲げる事項の議論を行うため、次の各号に掲げる事項を行う。
 - 一 天文学コミュニティ等の代表者、有識者、その他協議会が必要と認める者からの情報収集
 - 二 台内及び台外からの提案を受け付ける相談窓口の設置

(組織)

第4条 協議会は、運営会議委員の外部委員をもって組織する。

(委員長等)

第5条 協議会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となり会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(議事)

第6条 協議会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

- 2 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 協議会には、必要に応じて委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、事務部総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和3年7月9日から施行し、令和3年6月22日から適用する。

国立天文台組織運営規則等の一部改正について

改正理由

国立天文台コミュニティ間意思疎通推進委員会からの提言を受け、副台長（企画担当）を副台長（財務担当）に変更するための関係規則を改正するもの。

改正概要

国立天文台組織運営規則第2条の副台長（企画担当）を副台長（財務担当）に改正するとともに、その他関係規則についても同様に改正する。

一部改正される規則等の一覧

- ア 国立天文台組織運営規則
- イ 国立天文台財務委員会規則
- ウ 年俸制職員、URA職員及び定年制移行職員の雇用手続きについて
- エ 国立天文台におけるクラウドファンディング実施要項
- オ 国立天文台防災・防火管理規則
- カ 国立天文台天文学振興募金取扱規則

施行日

令和3年6月22日から施行する。

審議経過

- 令和3年6月 1日 企画会議承認
- 令和3年6月 4日 幹事会議承認
- 令和3年6月22日 運営会議承認（アのみ）

国立天文台組織運営規則の一部改正 新旧対照表

旧	新
<p>国立天文台組織運営規則</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月1日 国天規則第1号</p> <p>第1条～第18条 (略)</p> <p>(副台長の任務)</p> <p>第2条 副台長の任務分担は次のとおりとする。</p> <p>一 副台長(総務担当) 総務, その他台長が特定する事項</p> <p>二 副台長(企画担当) <u>企画</u>, 財務, その他台長が特定する事項</p> <p>第3条～第18条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>別表第1～別表第6 (略)</p>	<p>国立天文台組織運営規則</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月1日 国天規則第1号</p> <p>第1条 (略)</p> <p>第2条 副台長の任務分担は次のとおりとする。</p> <p>一 副台長(総務担当) 総務, その他台長が特定する事項</p> <p>二 副台長(<u>財務</u>担当) 財務, その他台長が特定する事項</p> <p>第3条～第18条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、令和3年6月22日から施行する。</u></p> <p>別表第1～別表第6 (略)</p>

国立天文台財務委員会規則の一部改正 新旧対照表

旧	新
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、国立天文台財務委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について、定めるものとする。</p> <p>第2条～第4条 (略)</p> <p>(委員長)</p> <p>第5条 委員会に委員長を置き、副台長（<u>企画</u>担当）をもって充てる。</p> <p>2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。</p> <p>3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>第6条～第11条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、国立天文台財務委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について、定めるものとする。</p> <p>第2条～第4条 (略)</p> <p>(委員長)</p> <p>第5条 委員会に委員長を置き、副台長（<u>財務</u>担当）をもって充てる。</p> <p>2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。</p> <p>3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>第6条～第11条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、令和3年6月22日から施行する。</u></p>

「年俸制職員、URA職員及び定年制移行職員の雇用手続きについて」の一部改正 新旧対照表

旧	新
平成28年1月8日 台長裁定	平成28年1月8日 台長裁定
目次 (略)	目次 (略)
I 総論 (略)	I 総論 (略)
II 雇用手続	II 雇用手続
① (略)	① (略)
② 特任助教のうち国立天文台フェロー（デューティーなし）の募集及び採用 雇用契約期間は原則として2年以上5年以内とし、更新は行わない。ただし、過去6か月以内に自然科学研究機構の職員であった者は、契約期間が通算して10年を超えることはできない。 国立天文台フェローの新規採用は年度毎に1回行う公募による。	② 特任助教のうち国立天文台フェロー（デューティーなし）の募集及び採用 雇用契約期間は原則として2年以上5年以内とし、更新は行わない。ただし、過去6か月以内に自然科学研究機構の職員であった者は、契約期間が通算して10年を超えることはできない。 国立天文台フェローの新規採用は年度毎に1回行う公募による。
1) 研究連携主幹は、副台長（ 企画 担当）の了解のもとに、新規採用予定数等を定め、台長へ提案し、台長は公募の可否を決定する。	1) 研究連携主幹は、副台長（ 財務 担当）の了解のもとに、新規採用予定数等を定め、台長へ提案し、台長は公募の可否を決定する。
2) 公募が可とされた場合、研究連携主幹は事務部と協同して公募を実施する。	2) 公募が可とされた場合、研究連携主幹は事務部と協同して公募を実施する。
3) 研究連携主幹は、研究員候補者選考会を設置及び招集して、候補者の選考を行う。	3) 研究連携主幹は、研究員候補者選考会を設置及び招集して、候補者の選考を行う。
4) 研究連携主幹は、候補者の一覧（順位付き、補欠も含む）及び選考報告書により候補者の採用を台長へ提案する。	4) 研究連携主幹は、候補者の一覧（順位付き、補欠も含む）及び選考報告書により候補者の採用を台長へ提案する。
5) 台長は、補欠を含む候補者について、採用の可否を運営会議（10月から12月と想定）に諮る。採用候補者にかかる運営会議での議決は一般事項（過半数の賛成で承認）とする。	5) 台長は、補欠を含む候補者について、採用の可否を運営会議（10月から12月と想定）に諮る。採用候補者にかかる運営会議での議決は一般事項（過半数の賛成で承認）とする。

6) 運営会議で採用が可とされた場合、候補者へ内定通知書を送付する。

7) 候補者が受諾の署名をする前に辞退した場合は、補欠を繰り上げて候補者とし、6) の手続きを行う。これ以外の補欠の繰り上げは行わない。

8) 年度途中で欠員が発生しても、退職補充は行わない。

9) 着任時期は、原則として公募を行った翌年度の4月1日から9月30日までの間とする。

③ (略)

2. ～3. (略)

Ⅲ その他 (略)

附 則

(略)

(別紙)

(略)

6) 運営会議で採用が可とされた場合、候補者へ内定通知書を送付する。

7) 候補者が受諾の署名をする前に辞退した場合は、補欠を繰り上げて候補者とし、6) の手続きを行う。これ以外の補欠の繰り上げは行わない。

8) 年度途中で欠員が発生しても、退職補充は行わない。

9) 着任時期は、原則として公募を行った翌年度の4月1日から9月30日までの間とする。

③ (略)

2. ～3. (略)

Ⅲ その他 (略)

附 則

(略)

附 則

この要項は、令和3年6月22日から施行する。

(別紙)

(略)

「国立天文台におけるクラウドファンディング実施要項」の一部改正 新旧対照表

旧	新
<p style="text-align: right;">平成31 年3月12日 台 長 決 定</p> <p>第1条～第7条 (略) (審査)</p> <p>第8条 提出された申請書については、<u>企画担当副台長</u>及び研究連携主幹が審査し、台長が決定する。なお、技師長、主任研究技師、研究技師からの申請書の審査には、技術主幹が加わることとする。</p> <p>第9条～第15条 (略)</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則</p> <p style="text-align: right;">(略)</p>	<p style="text-align: right;">平成31 年3月12日 台 長 決 定</p> <p>第1条～第7条 (略) (審査)</p> <p>第8条 提出された申請書については、<u>副台長(財務担当)</u>及び研究連携主幹が審査し、台長が決定する。なお、技師長、主任研究技師、前任研究技師、研究技師からの申請書の審査には、技術主幹が加わることとする。</p> <p>第9条～第15条 (略)</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則</p> <p style="text-align: right;">(略)</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>附 則</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>この要項は、令和3年6月22日から施行する。</u></p>

国立天文台防災・防火管理規則の一部改正 新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第12条 (略)</p> <p>(災害対策本部の設置)</p> <p>第13条 台長（台長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ台長が指名する者、もしくはそれに代わる者：副台長（総務担当）、副台長（<u>企画</u>担当）、技術主幹、研究連携主幹、事務部長、三鷹地区防災小委員長の順位とする。以下本条において同じ。）は、災害発生時等において、当該災害の規模その他の状況により当該災害に係る対策を推進するため必要があると認められるときは、災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。</p> <p>2 対策本部の長は、災害対策本部長（以下「対策本部長」という。）とし、台長をもって充てる。</p> <p>3 対策本部は、対策本部長、対策副本部長、対策本部長補佐、対策本部員により構成し、職員のうちから、対策本部長が指名する者をもって充てる。</p> <p>第14条～第28条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>	<p>第1条～第12条 (略)</p> <p>(災害対策本部の設置)</p> <p>第13条 台長（台長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ台長が指名する者、もしくはそれに代わる者：副台長（総務担当）、副台長（<u>財務</u>担当）、技術主幹、研究連携主幹、事務部長、三鷹地区防災小委員長の順位とする。以下本条において同じ。）は、災害発生時等において、当該災害の規模その他の状況により当該災害に係る対策を推進するため必要があると認められるときは、災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。</p> <p>2 対策本部の長は、災害対策本部長（以下「対策本部長」という。）とし、台長をもって充てる。</p> <p>3 対策本部は、対策本部長、対策副本部長、対策本部長補佐、対策本部員により構成し、職員のうちから、対策本部長が指名する者をもって充てる。</p> <p>第14条～第28条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、令和3年6月22日から施行する。</u></p>

国立天文台天文学振興募金取扱規則の一部改正 新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(運営委員会)</p> <p>第5条 天文台に「国立天文台天文学振興募金運営委員会」(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>2 委員会は、台長の求めに応じ、次の各号に掲げる事項を審議する。</p> <p>一 寄附に関する予算・決算案</p> <p>二 募金の事業計画案</p> <p>三 募金の受入に関する審査及び受入の決定</p> <p>四 寄附者への謝意の表明に関すること</p> <p>五 その他募金の運営に関すること</p> <p>3 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、台長が委嘱する。</p> <p>一 天文台の教職員</p> <p>二 前号に掲げる以外の者で天文学に関し広くかつ高い識見を有する者</p> <p>4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。</p> <p>5 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>6 委員会に委員長を置き、副台長(企画担当)をもって充てる。</p> <p>7 第2項第一号及び二号並びにその他募金に関する重要な事項は、幹事会議に付議するものとする。</p> <p>8 委員会の庶務は事務部研究推進課が財務課の協力を得て行う。</p>	<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(運営委員会)</p> <p>第5条 天文台に「国立天文台天文学振興募金運営委員会」(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>2 委員会は、台長の求めに応じ、次の各号に掲げる事項を審議する。</p> <p>一 寄附に関する予算・決算案</p> <p>二 募金の事業計画案</p> <p>三 募金の受入に関する審査及び受入の決定</p> <p>四 寄附者への謝意の表明に関すること</p> <p>五 その他募金の運営に関すること</p> <p>3 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、台長が委嘱する。</p> <p>一 天文台の教職員</p> <p>二 前号に掲げる以外の者で天文学に関し広くかつ高い識見を有する者</p> <p>4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。</p> <p>5 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>6 委員会に委員長を置き、副台長(財務担当)をもって充てる。</p> <p>7 第2項第一号及び二号並びにその他募金に関する重要な事項は、幹事会議に付議するものとする。</p> <p>8 委員会の庶務は事務部研究推進課が財務課の協力を得て行う。</p>

第6条～第7条 (略)

附 則
(略)

第6条～第7条 (略)

附 則
(略)

附 則
この規則は、令和3年6月22日から施行する。

プロジェクト評価の考え方、プロジェクト評価委員会の役割と
プロジェクト評価の進め方

2021年09月6日

国立天文台

はじめに

大学共同利用機関である国立天文台は、研究者コミュニティによって運営され、国内外の研究者に研究の場を提供し、先端的な共同研究を行う中核的研究拠点であり、共同利用・共同研究を通じて天文学コミュニティ全体の発展に貢献することを基本的役割（ミッション）のひとつとする。したがって、共同利用の枠組みである国立天文台の**プロジェクト**は、国際的研究競争力の高いサイエンスを生み出しているか、若しくは、開発中の場合は、生み出す高い可能性を持つか、大学等の研究力アップや若手研究者の人材養成へ貢献しているかについて、適切に検証される必要がある。

そこで、コミュニティの視点を含む多様な軸でプロジェクトの活動状況を評価するために、コミュニティからの推薦を考慮し、国立天文台外から選ばれた委員が過半数を占める**プロジェクト評価委員会**を運営会議の下に設置する。同委員会は、プロジェクト評価の観点や評価委員をはじめとする評価に関する重要事項を決定し、それに基づき**外部評価委員会**が評価を行い、評価報告書を作成する。評価報告書は、プロジェクト評価委員会に報告され、同委員会はその内容について議論し、同委員会の提言をまとめた「意見書」を添えて、台長へ答申する。台長は評価報告書と意見書に基づき、重要事項については運営会議に諮問しその議論に基づき、国立天文台全体としての視点から各プロジェクトの運営を指導する。

1. プロジェクト評価の目的

プロジェクト評価は、各プロジェクトの目標達成に向けた活動として国立天文台が実施する PDCA サイクルの中の C(Check) に相当し、その結果は、各プロジェクトの A(Action) および P(Plan) に活用される。

なお、評価報告書および意見書は公開され、国立天文台が、「国立天文台と国立天文台が実施するプロジェクト全体のサイエンス成果の最大化」を有限な人的・資金的資源の制約の中で実現するためにも活用される。

2. プロジェクト評価の考え方

上記のプロジェクト評価の目的を達成するために、運用フェーズにあるプロジェクト

のプロジェクト評価は、一定期間（3 年程度）毎に国立天文台の外部評価として実施する。ここで外部評価とは、プロジェクトの評価の実施主体が選任した外部の専門家による評価であると定義される¹。

この外部評価が適切に実施されるように、国立天文台は、実施方法・評価委員の選定等の外部評価の重要事項を、プロジェクト評価委員会に諮問し、その答申をもとに決定する。

センターと科学研究部はプロジェクトではないが、プロジェクトに準ずる形で評価を実施する。連携事業等の、時限付きで実施する共同利用や施設運用事業も、同様にプロジェクトに準ずる形で評価を実施することができる。

開発中のプロジェクトについては、技術評価はプロジェクトの lifecycle レビューとして、プロジェクト室等もしくはプロジェクトの実施組織（国立天文台）が自己評価および外部評価として実施する。開発中のプロジェクトの科学評価は、科学諮問委員会に評価の重要事項を諮問して実施する。

3. プロジェクト評価委員会の役割

プロジェクト評価委員会は、国立天文台長の諮問により、評価の重要事項について、できる限り偏りのない外部評価が行われることを目標に、議論し、答申する。評価の重要事項には、大学共同利用機関の理念に基づいたプロジェクトに共通の評価の観点を含めるようにするなど、プロジェクトを超えた視点からも評価できるようにする。

なお、「国立天文台と国立天文台が実施するプロジェクト全体のサイエンス成果の最大化」に関する重要事項は、各プロジェクトに対する外部評価委員会からの評価報告書およびプロジェクト評価委員会からの意見書をもとに、運営会議あるいはその下に設置される委員会等において議論を行う。

4. 現在のプロジェクト評価委員会の構成と国立天文台規則の関係

プロジェクト評価委員会は、国立天文台組織運営規則第 13 条第 1 項により、運営会議の下に置かれ、国立天文台プロジェクト評価委員会規則（国天規則第 30 号、以下「規則」という）に従い、総務担当副台長及び 10 人以内の国立天文台内外からの委員で構

¹ 「国の研究開発評価に関する大綱的指針，平成 28 年 12 月 21 日，内閣総理大臣決定」で、外部評価は「評価の実施主体（研究開発の推進主体）が選任した外部の専門家による評価」と定義される。外部評価の他に、自己評価〔評価の実施主体が自ら行う評価〕と第三者評価〔第三者評価機関が自ら、もしくは第三者機関が選任した外部の専門家による評価〕がある。（本文書末尾の参考も参照）

成する。規則では、台内委員と台外委員の数はほぼ同数とされているが、今後は、プロジェクト評価委員の過半数は外部委員とする。

プロジェクト評価委員会委員長は、規則では総務担当副台長を充てるとされている。規則で委員長が指名すると定められている副委員長については、台外委員から、委員長が指名することとする。

規則では、国立天文台プロジェクト評価委員会への台長からの諮問事項である「プロジェクト室等の評価に関する事項」の調査審議のために**評価作業部会**を置き、同部会メンバーはプロジェクト評価委員会に出席し意見を述べるができる、とされている。当面、同部会を引き続き組織するが、同部会メンバーはプロジェクト評価委員会が必要と判断する場合に、同委員会に出席し意見を述べることとする。なお、プロジェクト評価委員会委員ではない評価作業部会メンバーは同委員会の議決権を持たないことを改めて確認する。

最終的には、評価作業部会の位置付け、特に 6(2). の外部評価委員会との関係を整理し、必要に応じて規則等の見直しを行う。

5. プロジェクト評価委員会の役割と国立天文台規則の関係

規則では、プロジェクト評価委員会は、以下の3つの事項について、台長の諮問について答申、あるいは台長に意見を具申する、とされている。

- 一 国立天文台(以下「天文台」という。)のプロジェクト室、センター及び科学研究部(以下「プロジェクト室等」という。)の評価に関する事項
- 二 プロジェクト室等の設置改廃に関する事項
- 三 その他必要な事項

これらの中で、第一号は3節のプロジェクト評価委員会の役割と整合的であるが、第二号の設置改廃に関する事項は3節の役割には含まれない。この機能は、企画会議、幹事会議、および運営会議のそれぞれの規則にも記述されており、これまではそれに従って、企画会議、幹事会議の審議を経て、プロジェクト評価委員会の上位組織でもある運営会議で取り扱ってきた。また、機構規程の改正を伴う場合は、機構役員会等の議を経て決定されている。上記第二号は今後もプロジェクト評価委員会の所掌とはせず、同様に運用する。

6. プロジェクト室等の評価に関するプロジェクト評価委員会への諮問事項と外部評価委員会

(1)プロジェクト評価委員会

プロジェクト評価委員会への諮問は、3節に従って、運用フェーズにあるプロジェクト、センターおよび科学研究部の外部評価に関する事項である。

具体的には、国立天文台長は、評価対象となるプロジェクトあるいはセンター／科学研究部毎に、以下の項目をプロジェクト評価委員会に諮問し、妥当性を評価してもらう。なお、外部評価委員会の委員および主査の人選に関して、プロジェクトが原案を作成し、プロジェクト評価委員会も委員の追加や別の主査を推薦できる。

・台長から諮問

- (ア) プロジェクト／センター／研究部それぞれの外部評価の実施時期
- (イ) 外部評価の対象範囲
- (ウ) 外部評価の対象期間

・原案は各プロジェクトが作成し、台長から諮問し、プロジェクト評価委員会で決定

- (エ) 外部評価の項目
- (オ) 外部評価の観点、評価基準
- (カ) 外部評価委員会の委員の人数と人選
- (キ) 外部評価コーディネータ（世話人）の人選

・プロジェクト評価委員会で決定した評価の重要事項に基づき、外部評価コーディネータの支援のもと、外部評価委員会がプロジェクトと調整の上、決定

- (ク) 外部評価の計画案（評価計画書）

(2)外部評価委員会

外部評価委員会はプロジェクト評価委員会の下に置かれ、プロジェクト等の評価を、評価の観点に従って、各委員の見識により行う。具体的には、

- ① プロジェクト等が提案して台長が確認し、プロジェクト評価委員会が決定した評価の観点
- ② プロジェクト等が提案した評価計画書原案とそれに対するプロジェクト評価委員

会の意見

を踏まえて「評価計画書」を作成し、それに基づいて評価を実施する。

外部評価委員会は、評価作業部会とは異なる組織として、国立天文台外の研究者あるいは職員からなる外部評価委員により構成する。外部評価委員会にはプロジェクト評価委員会の台外委員1名以上および海外機関の研究者あるいは職員を少なくとも2名含むとする。

(3)外部評価コーディネータ（世話人）

外部評価コーディネータは、国立天文台の研究者あるいは職員で構成され、外部評価の活動を支援する。プロジェクト評価委員会の内部委員もしくは評価作業部会員が評価コーディネータとなることも可能である。コーディネータの人数は複数でもよい。外部評価活動の中で、該当プロジェクトの範囲を超えて、国立天文台全体の活動に関する質問も想定されることから、コーディネータの中に、該当プロジェクトまたはセンター／研究部の担当執行部も加わるようにする。

なお、外部評価委員会の開催から評価報告書の作成に至る事務的支援は、プロジェクト評価委員会事務局（事務室総務課総務係、研究評価支援室）が行う。

7. 評価報告書の取り扱い

外部評価委員会による評価報告書は、評価終了後にプロジェクト評価委員会に報告される。

評価報告書に責任を持つのは外部評価委員会である。プロジェクト評価委員会は、評価報告書の内容や記述方法等について、必要に応じて改善のための提言を行うことができる。そのため、評価報告書の報告時には、外部評価委員会委員もしくは評価コーディネータがプロジェクト評価委員会に出席し、意見交換を行う。提言は、外部評価委員会主査に伝達され、その取り扱いは、外部評価委員会で議論していただく。

また、評価報告書に対するプロジェクト評価委員会としての意見を、同報告書に付随する「意見書」としてまとめる。その際、複数のプロジェクト評価に共通の観点で議論し、提言を意見書に含めることもありえるであろう。最終的には、評価報告書とプロジェクト評価委員会の意見書をあわせて、プロジェクト評価委員会から台長に答申する。

プロジェクト評価委員会への報告を経て最終化された評価報告書および意見書は、台長への提出、運営会議での報告を経て、公開される。

なお、公開された評価報告書を利用する際に、利用者はそれが個別のプロジェクト毎の評価基準に照らして実施された評価であることに留意する必要がある。

参考

「国の研究開発評価に関する大綱的指針，平成 28 年 12 月 21 日，内閣総理大臣決定」²について

この文書は，国費を用いて実施される研究開発の評価について基本的な方針を示しており，その対象は，研究開発プログラムの評価，研究開発課題の評価，研究者等の業績の評価及び研究開発機関等の評価の 4 つである。

この文書では評価の意義を冒頭において以下のようにまとめている。

個々の研究開発のみならず，当該研究開発が関連する政策・施策等について，その目的に照らして，目標，研究開発過程(プロセス)及びそこから生み出される結果，成果や波及効果等が正当に評価され，次の政策・施策等につながることは，研究者の意欲向上につながるだけでなく，組織の長や政策立案者にとっても，政策・施策等をより良く進めることを促進し，さらなる挑戦を促すものである。

こうした評価は，評価に続いて行われるべき意思決定(改善・質の向上や資源配分等)の手段となるものであり，過去を振り返ることや評価対象のランク付けに注力することにとどまるのではなく，改善策や今後の対応などに重点を置くなど，評価結果を，その意思決定を踏まえて実施される政策・施策等に活かしていくものである。

国立天文台における個々のプロジェクトの評価は，この文書でいうところの「研究開発課題の評価」であり，それは，国立天文台の成果の最大化のための意思決定に活かされるものである。一方，研究開発プログラムの評価は，国立天文台全体の外部評価に対応すると考えればよい。

評価の方法については研究開発課題の評価，研究開発プログラムの評価，いずれについても，以下のように述べている。

規模の大きなもの，重要なものや国民的な関心が高いもの等については，外部評価^(注 11)や第三者評価^(注 12)を行うことにより評価の信頼性及び客観性を確保することも有

² https://www.meti.go.jp/policy/tech_evaluation/b00/taikotekishishin161221.pdf

効な方法である。

(注 10) 自己評価:研究開発の推進主体が自ら行う評価

(注 11) 外部評価:研究開発の推進主体が選任した外部の専門家による評価

(注 12) 第三者評価:第三者評価機関が自ら、もしくは第三者機関が選任した外部の専門家による評価

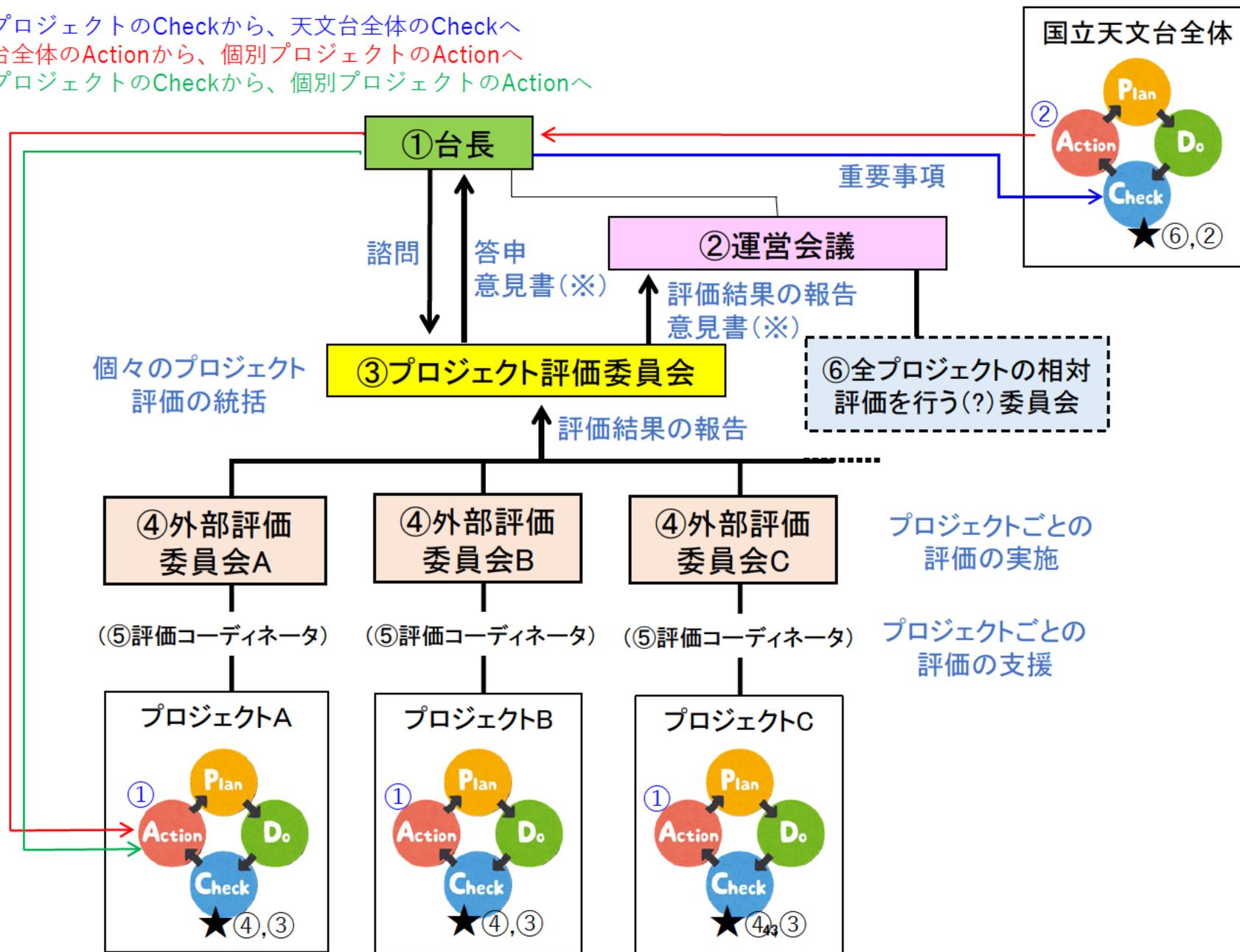
外部評価等については、以下のようにも解説されている。

評価に係るプロセスは「調査分析」→「評価」→「意思決定」の段階を踏むこととなる。「調査分析」はデータの収集・分析や専門家等からの意見の聴取等により、評価のための客観的根拠を集める段階、「評価」は客観的根拠をもとに評価をとりまとめる段階、「意思決定」は「評価」の結果を踏まえて、次の行動を決定する段階である。

これらの段階の全てを評価の実施主体が行う場合が「自己評価」であり、「評価」の段階について、外部の専門家に委ねるものが「外部評価」、第三者評価機関に委ねるものが「第三者評価」となる。

●プロジェクト評価の議論におけるステークホルダ関係図 ver. 20210602

青線：個別プロジェクトのCheckから、天文台全体のCheckへ
 赤線：天文台全体のActionから、個別プロジェクトのActionへ
 緑線：個別プロジェクトのCheckから、個別プロジェクトのActionへ



プロジェクトごとのCを受け、天文台全体のAを決める。これに基づき、プロジェクトごとのAを決めて、各プロジェクトに戻る。

②③ 台外委員(各コミュニティからの推薦者)を過半数含む

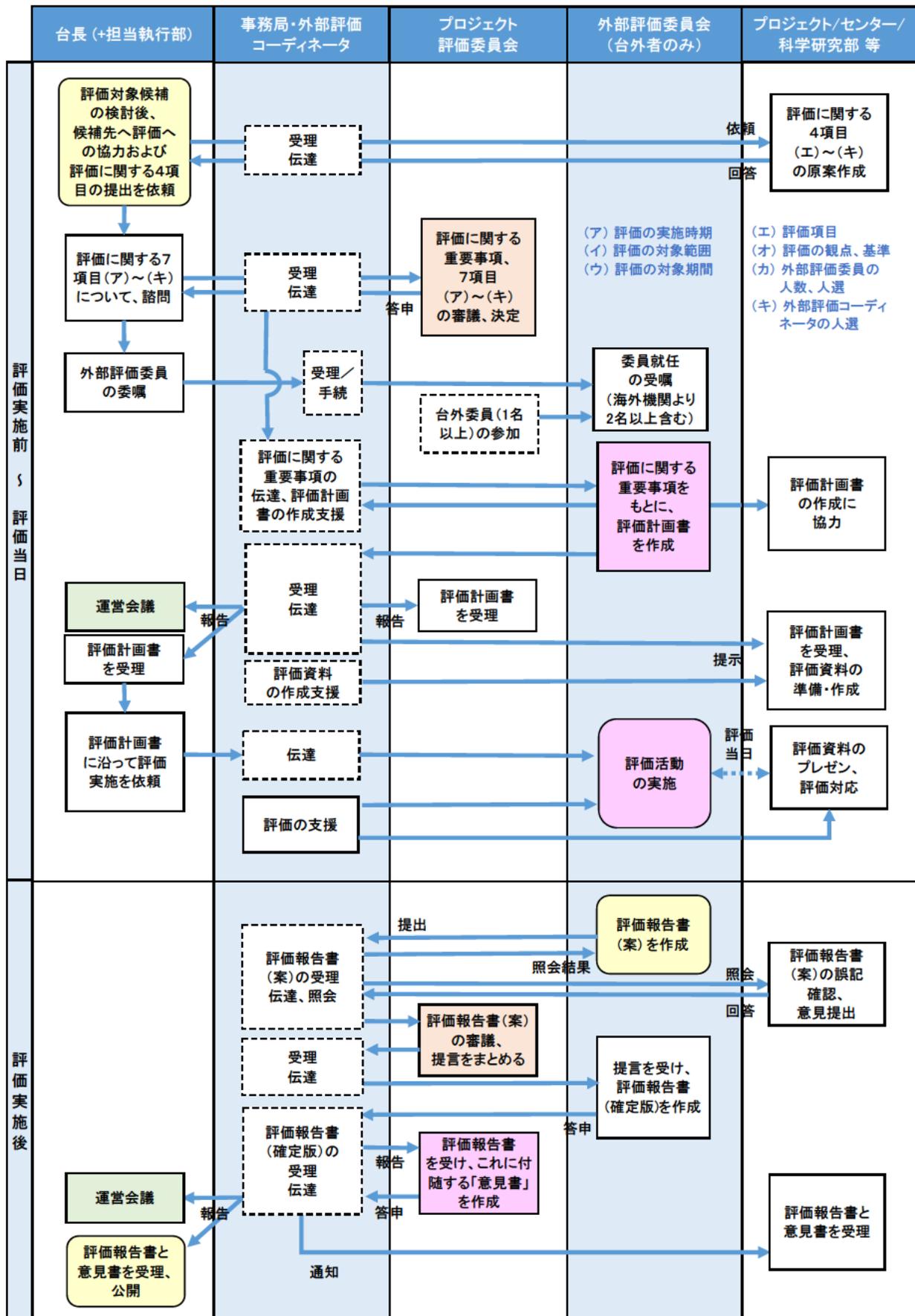
④台外委員のみで構成(プロジェクト評価委員会の台外委員を1名以上、海外機関有識者を2名以上含む)

⑤ 台内者のみで構成(プロジェクト評価委員会の台内委員、評価作業部会員など複数名。当該プロジェクトの担当執行部も加わる。)

⑥本来は運営会議が担う役割(必要なら委員会を設置する。検討後、本図を再度整理する。)

(※)③より、委員会としての見識による意見書を出すことができる

R3年度 プロジェクト評価のフロー (ver.2021.7.15)



国立天文台プロジェクト評価委員会規則の一部改正について

改正理由

国立天文台コミュニティ間意思疎通推進委員会報告書の提言による評価の観点((a)サイエンスのレベルアップ、(b)大学の研究力アップへの貢献、(c)教育や人材養成への寄与)を冒頭に取り込んだとりまとめ案「プロジェクト評価の考え方、プロジェクト評価委員会の役割とプロジェクト評価の進め方」がプロジェクト評価委員会です承された。これに基づき行われるプロジェクト評価の実施状況を踏まえて、実態と整合する形でプロジェクト評価委員会規則の変更を行う。

改正概要

主な改正点としては

- ・プロジェクト設置改廃に関する事項を審議事項から削除
- ・プロジェクト評価委員会委員長の任命方法の変更
- ・委員数を現行の11名から13名とし、過半数を台外委員とする
- ・幹事会議メンバーで構成された評価作業部会を廃止し、国際外部評価委員を位置づける

施行日

令和4年7月1日から施行する。

審議経過

令和4年6月 7日 企画会議承認
令和4年6月13日 プロジェクト評価委員会承認
令和4年6月24日 幹事会議承認
令和4年6月30日 運営会議報告

国立天文台プロジェクト評価委員会規則の一部改正 新旧対照表

旧	新
<p style="text-align: right;">平成16年 7月22日 国天規則第30号</p> <p>第1条 (略) (任務)</p> <p>第2条 委員会は、台長の諮問について答申し、又は台長に意見を具申する。</p> <p>2 委員会は、次に掲げる事項について審議する。</p> <p>一 国立天文台（以下「天文台」という。）のプロジェクト室、センター及び科学研究部（以下「プロジェクト室等」という。）の評価に関する事項</p> <p><u>二 プロジェクト室等の設置改廃に関する事項</u></p> <p><u>三 その他必要な事項</u></p> <p>3 委員会は、運営会議から要請のあった専門的事項等の調査を行い、運営会議に報告する。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は<u>副台長（総務担当）及び10人以内の委員</u>をもって組織する。</p>	<p style="text-align: right;">平成16年 7月22日 国天規則第30号</p> <p>第1条 (略) (任務)</p> <p>第2条 委員会は、台長の諮問について答申し、又は台長に意見を具申する。</p> <p>2 委員会は、次に掲げる事項について審議する。</p> <p>一 国立天文台（以下「天文台」という。）のプロジェクト室、センター及び科学研究部（以下「プロジェクト室等」という。）の評価に関する事項</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>二 その他必要な事項</u></p> <p>3 委員会は、運営会議から要請のあった専門的事項等の調査を行い、運営会議に報告する。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、<u>次の各号に掲げる者により、13人以内の委員</u>をもって組織する。</p> <p><u>一 天文台の研究教育職員及び特任教員のうちから台長が指名する者</u></p> <p><u>二 大学の教員及びその他の者のうちから台長が委嘱する者（以下「外部委員」という。）</u></p> <p><u>2 委員会の委員の過半数は、前項第2号の委員でなければならない。</u></p> <p><u>3 台長は、委員を指名又は委嘱したときは、運営会議に報告するも</u></p>

(委員の委嘱等)

第4条 委員は、天文台の研究教育職員のうちから台長が指名し、又は大学の教員及びその他の者のうちから台長が委嘱する。

2 台長が天文台の研究教育職員のうちから指名する委員と大学の教員及びその他の者のうちから委嘱する委員の数は、ほぼ同数とする。

3 台長は、委員を指名又は委嘱したときは、運営会議に報告するものとする。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は、副台長(総務担当)をもって充てる。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となり会務を総括する。

4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(小委員会等)

第7条 委員会に、第2条第2項に掲げる事項のうち特定のものについて調査審議するため、小委員会又はワーキング・グループ(以下「小委員会等」という。)を置くことができる。

2 小委員会等は、委員会の委員長の推薦に基づき、台長が指名又は委嘱する委員会の委員及び台長が指名又は委嘱する次の者をもって組

のとする。

(削除)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は、台長が指名する。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となり会務を総括する。

4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(削除)

織する。

一 天文台の職員

二 大学の教員

三 前各号に掲げる以外の者

(議事)

第8条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評価作業部会)

第9条 委員会に、第2条第2項第1号に掲げる事項について調査審議するため、評価作業部会を置く。

2 評価作業部会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

一 委員

二 幹事会議構成員のうち、教授又は特任教授

(新設)

(委員以外の者の出席)

第10条 委員会は、必要に応じて委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

2 前項の定めによらず、前条第2項第2号に掲げる者は、委員会に出席し意見を述べることができる。

(事務)

第11条 委員会の事務は、事務部総務課において処理する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(外部評価委員会)

第7条 委員会に、第2条第2項第1号に掲げる事項について調査審議するため、外部評価委員会を置く。

2 外部評価委員会は、評価対象となるプロジェクト室等ごとに、次の各号に掲げる者をもって組織する。

一 外部委員 1人以上

二 海外機関の研究者又は職員 2人以上

3 外部評価委員会委員の任期は、外部評価報告書を提出するまでとする。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会は、必要に応じて委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(削除)

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、事務部総務課と研究評価支援室が協力して

<p>(雑則)</p> <p>第12条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>(略)</p>	<p>処理する。</p> <p>(雑則)</p> <p>第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1 この規則は、令和4年7月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 令和4年7月1日を任期の始期とする委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和6年9月30日までとする。</u></p>
--	---

意思疎通推進委員会提言に関する科学戦略委員会の対応状況（案）

2021.12.20 運営会議

科学戦略委員会

科学戦略委員会の任務は、国立天文台科学戦略委員会規則において、国立天文台の中長期計画、研究基本計画（マスタープラン）、大型装置の共同利用を中心とした運用方針などについて審議することとされている。

そのため本委員会では、主要な大型プロジェクトの中長期の進め方に関する議論を行うとともに、将来計画に関する各コミュニティのアイデアの共有や分野横断の促進による天文学全体の科学的成果の最大化に関して、成果と将来シンポジウムを活用することなどについても議論を行ってきた。

また、天文学分野全体の将来計画を進めていく上で、その資源となる予算等の現状を十分踏まえて検討する必要があり、国立天文台の将来計画を計画的に進めて行くための方策に関して、本委員会では、類似の高エネルギー加速器研究機構における取組みも参考にし、天文学分野全体の科学的成果を最大化するための国立天文台の中長期的な将来計画の仕組みについて、基本的な考え方、策定主体、コミュニティとの関係も含めた策定方法等について議論を進めてきているところである。

一方、本年3月10日に国立天文台コミュニティ間意思疎通推進委員会（以下「意思疎通推進委員会」という）によって取りまとめられ、運営会議に報告された「我が国の天文学の発展のために」において、

「科学戦略委員会を、天文学分野全体を見渡して、国立天文台の中長期の計画とそのリソース配分（ポートフォリオ）の考え方を審議する重要な委員会と位置づける。」旨が提言された。

本委員会では、引き続き、意思疎通推進委員会提言の趣旨も踏まえつつ、天文学分野全体のサイエンスメリットを最大限にするための国立天文台の中期的な将来計画の仕組みについて、運営会議とも議論を進めてまいりたい。

(参考1) 国立天文台科学戦略委員会規則

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 国立天文台の中長期計画
 - 二 国立天文台の研究基本計画（マスタープラン）
 - 三 大型装置の共同利用を中心とした運用方針（国立天文台科学諮問委員会の所掌分は除く）
 - 四 その他、国立天文台の科学戦略に関すること
- 2 委員会は、運営会議から要請のあった専門的事項等の調査を行い、運営会議に報告する。

(参考2) 「我が国の天文学の発展のために」(令和3(2021)年3月10日 国立天文台コミュニティ間意思疎通推進委員会) (科学戦略委員会関連部分抜粋)

4 本委員会の提言

4.1 国立天文台への提言

4.1.1 国立天文台の各種委員会の改革

科学戦略委員会を、天文学分野全体を見渡して、国立天文台の中長期の計画とそのリソース配分（ポートフォリオ）の考え方を審議する重要な委員会と位置づける。

- (1) 国立天文台の中長期的な将来を共共コミュニティ^{注)}とともに検討する重要な場として活用する。
- (2) 中期的（数年程度）・長期的（10年程度以上）観点からは、国際的な競争力確保、国際的研究動向に関する議論に海外研究機関の学識経験者の参加を求めることは重要である。
- (3) 各プロジェクトの中期的将来計画を、我が国の天文学分野全体のサイエンスメリットを最大限にするため、数値的な検証に基づいたポートフォリオ的資源配分、国際的競争性の確保、コミュニティを育てる観点、人材育成の観点から多面的に議論する。
- (4) 短期的なリソース（資金、ポスト、提供施設など）配分に関しては、台内のシステム（科学諮問委員会、幹事会議など）が計画案を策定することが基本であるが、中長期的な方針はこの委員会の議論に基づいて策定する。
- (5) 各プロジェクトの進展は、共同利用・共同研究に大きく関連することから、共共研究者^{注)}との対話は極めて重要である。議論の結果は、運営会議などで議論を行い、必要なときは差し戻しや再検討などフィードバックがかかる仕組みを持つことが肝要である。

注：報告書では、「国立天文台が開発・運用する装置や施設を共同利用したり共同研究の場として利用したりする大学等の関連研究者」を「共同利用・共同研究に関わる研究者（共共研究者と表記）」としている。

ハラスメント (Harassment) とは、
様々な場面での「いやがらせ、いじめ」
を言います。在宅勤務中でも起こりうる
ので注意しましょう。

No Harassment! STOP

1. セクシュアルハラスメント (セクハラ)

ほかの者を不快にさせる性的な言動、相手の意に反した性的嫌がらせ

(例) スリーサイズを聞く、性的な噂をたてる、身体を執拗に眺め回す、不必要に接触する、など

2. アカデミックハラスメント (アカハラ)

教育・研究の場における権力を利用した嫌がらせ

(例) 研究の機会が奪われる、研究室を使わせてもらえない、修了・進学を妨害される、教員や先輩から暴力をふるわれる、など

3. パワーハラスメント (パワハラ)

職場における職務権限を背景にした嫌がらせ

(例) 暴力を振るう、人前で罵声を浴びせる、仲間外れにする、過度な仕事量の強要、程度の低い仕事しか与えない、機微な個人情報の暴露、など

4. マタニティハラスメント (マタハラ)

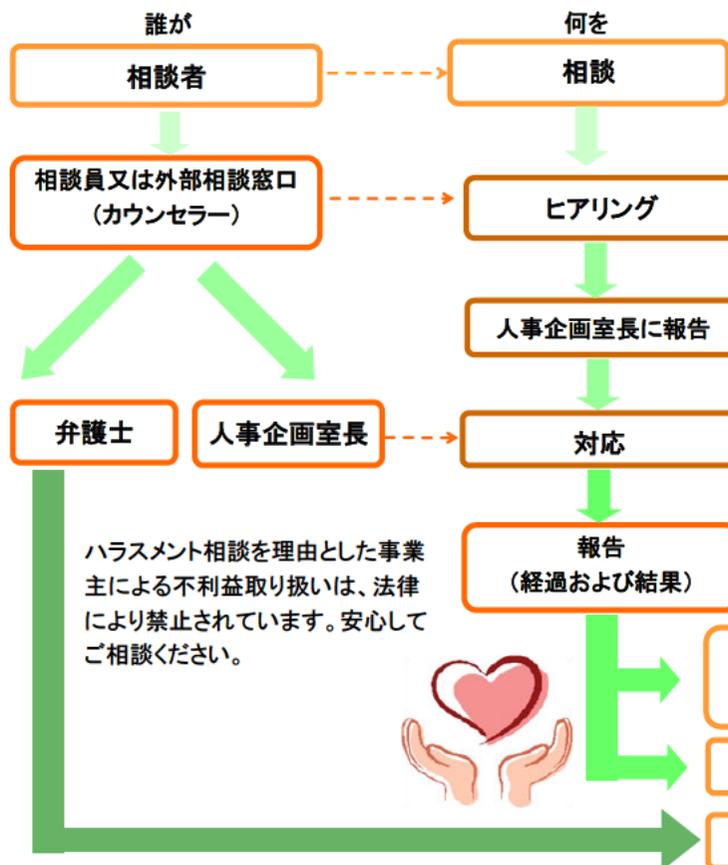
パタニティハラスメント (パタハラ)

妊娠・出産・育児をきっかけに行われる嫌がらせ

(例) 女性が家庭に入るべきという価値観の押しつけ、長時間労働の強制や成果の軽視、子育てのための制度利用を認めない(男親に対するものを含む)、など

名刺サイズカード添付欄

些細なことでも相談しよう



・ 相談員は原則として、2名1組でヒアリングを行います。1名はお話を伺い、もう1名が「相談受付表」に記録を取ります。

・ 相談内容を相談員や外部相談窓口から人事企画室長に報告する場合には、その後の対応方法や何らかの措置(今後の言動停止、過去の言動の謝罪、利益回復、懲戒処分等)を望むかどうかも含めて、**相談者の意向を必ず確認**します。

・ 相談者の意向に応じた対応をします

・ それぞれの関係者に状況に応じた報告をします

相談者・相談者上長・相談員・外部相談窓口
 ハラスメント防止委員会委員長 等

ハラスメント防止委員会

・ 研修実施等を通じて再発防止に努めます

自然科学研究機構

外部相談窓口 相談者のプライバシーは厳重に保護されます。安心してご相談ください。

(1) 外部カウンセラー (株)ヒューマン・クオリティ

シニア産業カウンセラー、精神保健福祉士などカウンセリングの専門家が対応します。

◎電話/相談専用フリーダイヤル0120-340-387

フリーダイヤル以外の番号)03-3401-3987

月～金曜日(祝日を除く) 9時～18時

◎メール soudan@human-quality.co.jp

(メールでは英語も対応可能です)

◎対面での相談:メールまたは電話で事前にご予約ください。匿名での相談についても受け付けます。相談者の意向を確認しつつ対応を進めます。

(2) 弁護士 清水法律事務所

法律相談の観点から弁護士が対応します。外部カウンセラーの判断により、上記弁護士に相談することができます。



各委員会規則「任務」条項について

国立天文台プロジェクト評価委員会規則^A

(任務)

第2条 委員会は、台長の諮問について答申し、又は台長に意見を具申する。

2 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- 一 国立天文台（以下「天文台」という。）のプロジェクト室、センター及び科学研究部（以下「プロジェクト室等」という。）の評価に関する事項
- 二 プロジェクト室等の設置改廃に関する事項
- 三 その他必要な事項

国立天文台研究交流委員会規則^B

(任務)

第2条 委員会は、台長の諮問について答申をし、又は台長に意見を具申する。

2 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 国内及び国際的研究交流に関する事項
- 二 共同研究・共同利用に関する基本的事項及び客員教授、客員准教授及び客員研究員の候補者推薦等に関する事項
- 三 その他研究交流に関する専門的事項

国立天文台科学戦略委員会規則^C

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 国立天文台の中長期計画
- 二 国立天文台の研究基本計画（マスタープラン）
- 三 大型装置の共同利用を中心とした運用方針（国立天文台科学諮問委員会の所掌分は除く）
- 四 その他、国立天文台の科学戦略に関すること

国立天文台科学諮問委員会規則^D

(任務)

第2条 委員会は、台長の諮問について答申をし、又は台長に意見を具申する。

2 委員会は、大型装置の共同利用を中心とした運用について議論を行う。

^A <https://www.nao.ac.jp/contents/about-naoj/organization/naoj1-12.pdf>

-
- B <https://www.nao.ac.jp/contents/about-naoj/organization/naoj1-13.pdf>
 - C <https://www.nao.ac.jp/contents/about-naoj/organization/naoj1-22.pdf>
 - D <https://www.nao.ac.jp/contents/about-naoj/organization/naoj1-23.pdf>

大学共同利用機関法人自然科学研究機構組織運営通則

(運営会議)

第15条 機関に、当該機関の共同研究計画に関する事項その他の機関の運営に関する重要事項で当該機関の長が必要と認める事項について、当該機関の長の諮問に応じるため、運営会議を置く。

2 前項に規定する運営会議の組織運営に関し必要な事項については、別に定める。

大学共同利用機関法人自然科学研究機構運営会議規程

(任務)

第2条 運営会議は、研究教育職員の人事等、それぞれ当該機関の運営に関する重要事項で、当該機関の長が必要と認めるものについて当該機関の長の諮問に応じる。

2 前項に掲げるもののほか、運営会議は、通則第14条第1項に規定する大学共同利用機関長選考委員会に、機関の長の選考について意見を提出する。

(専門委員会)

第9条 運営会議に、専門的事項等を調査させるため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の組織運営に関し必要な事項は、運営会議の議を経て、各機関の長が別に定める。

国立天文台組織運営規則

(専門委員会)

第13条 大学共同利用機関法人自然科学研究機構運営会議規程(平成16年自機規程第17号)第9条第1項の規定に基づき運営会議に、次に掲げる委員会を置く。

一 プロジェクト評価委員会

二 研究交流委員会

三 科学戦略委員会

四 国立天文台コミュニティ間意思疎通推進委員会

五 外部委員協議会

2 前項の委員会に関し必要な事項は、別に定める。